

公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則第2条の特例を定める規則をここに公布する。

令和7年11月17日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

名古屋市人事委員会規則第10号

公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則第2条の特例を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号の規定に基づき、人事委員会規則で定める職員について、公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則（平成14年名古屋市人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項第3号に規定する職員の特例)

第2条 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会へ職員を派遣する場合における、条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、規則第2条第1号及び第2号に定める職員のほか、任期を定めて採用された職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に

関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）第2条の規定により採用された職員に限る。）のうち、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により官職に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された職員とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

- 2 この規則は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。